



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 8 号 令和 8 年 1 0 月 6 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 0 0	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	産業成長推進課
5 0 1	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
5 0 2	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
5 0 3	土地改良区の役員の退任について届出があった件	同
5 0 4	道路の占用を制限する区域を指定する件	高規格道路課

徳島県告示第500号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年10月6日から令和9年2月6日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年10月6日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル阿波岩津店

所在地 阿波市阿波町岩津182ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津一丁目12番2号	永田 洋幸

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年5月12日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,292平方メートル

(6) 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
職員の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり

		収容台数	152台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	24台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	172.0平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	38.95立方メートル
	施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	
小売業を行う者の閉店時刻			
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前0時から午後12時まで（24時間）	
駐車場の自動車の出入口		出入口の数	2箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前0時から午後12時まで（24時間）及び午前5時から午後10時まで	

2 届出年月日

令和8年9月11日

3 届出及び添付書類の縦覧

- (1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ
- (2) 縦覧の期間 令和8年10月6日から令和9年2月6日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 意見の内容
- ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から 1 月間縦覧に供する。

徳島県告示第501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により意見を聴取したので、同条第3項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和8年10月6日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ応神店

徳島市応神町東貞方字西川淵26番地1ほか

2 法第8条第1項の意見の対象となった届出に係る告示

令和8年徳島県告示第258号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

3 法第8条第1項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。

駐車のために供する部分は、駐車場法（昭和32年法律第106号）等の基準によること

。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないように対策を講じること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

(4) 騒音の発生に係る事項

施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。

周辺住民との間に騒音問題が生じた場合は誠実に対応すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。

分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

(6) 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

4 意見の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年10月6日から同年11月6日まで

徳島県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する
。

令和8年10月6日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
福井川土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	長 谷 博 司		阿南市福井町宮宅60
同	青 木 秀 寿	青 木 秀 寿	同 中内73
同	宮 田 勇 仁		同 宮宅82
同	岩 浅 昌 祐		同 元末160
同	井 口 文 伸		同 古毛108
同	福 谷 義 則	福 谷 義 則	同 羽広40－1
同	高 鶴 正	高 鶴 正	同 実用78－1
同	南 部 雅 弘		同 羽広20
同	南 部 日出吉		同 実用76
同	生 田 陽 二		同 大宮141
同		片 山 泰 広	同 元末99－1
同		水 口 隆 起	同 大西204
監 事	広 井 正 明	広 井 正 明	同 羽広66
同	駒 井 正 信		同 馬路98－5
同		阿 部 主 計	同 大原139

徳島県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月6日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 2 退任役員

役 員 名	氏 名	住 所
理 事	稲 田 米 昭	小松島市立江町字前田106

徳島県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年10月6日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月6日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
主要地方道	44	三加茂東祖谷山	三好郡東みよし町加茂2011番7地先から 同 1866番2地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

幅員が狭小な通学路の占用を制限し、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月6日